

松本都市計画 竹湊西地区 地区計画

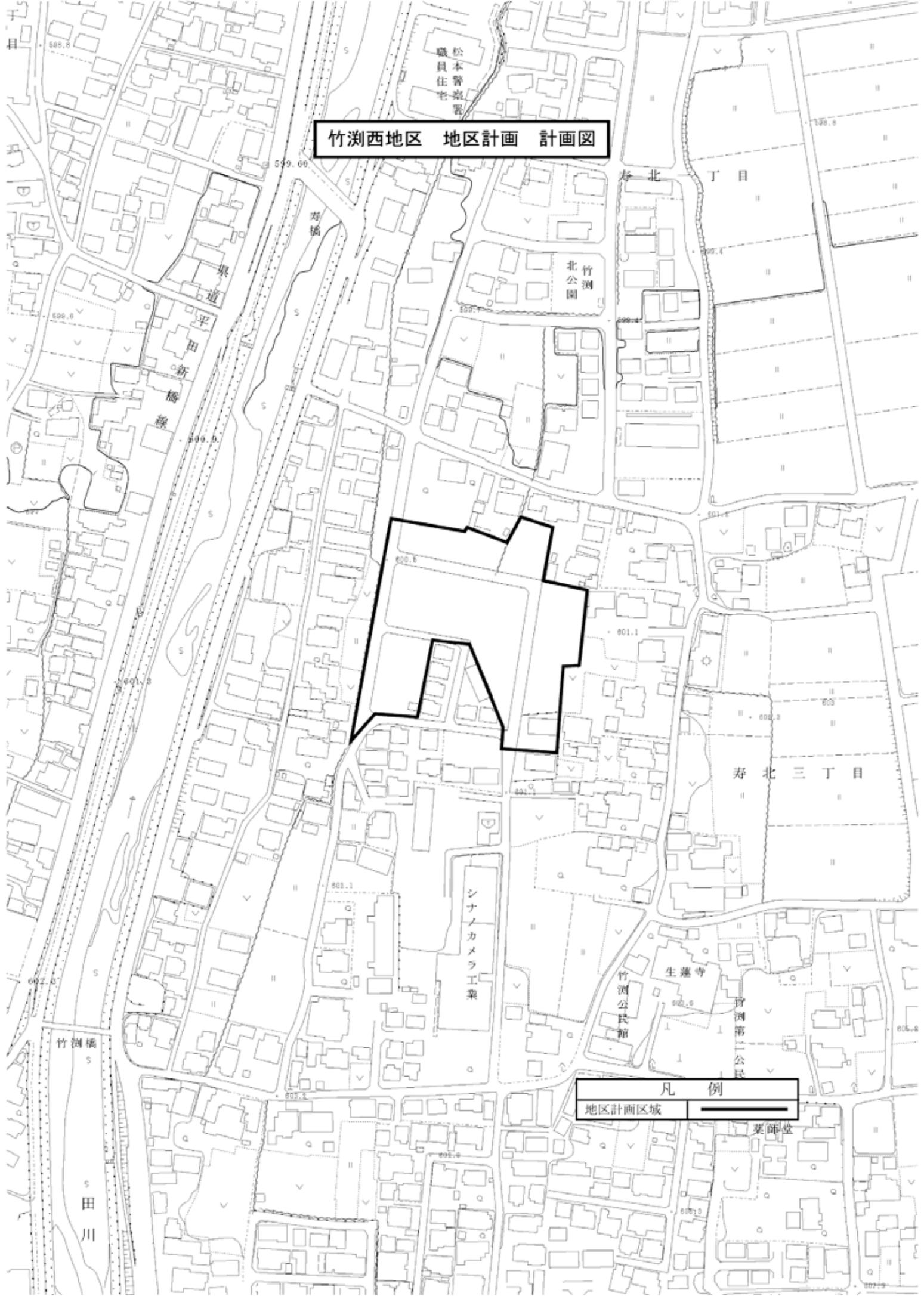
平成11年 6月21日決定 松本市告示第206号

区域の整備・開発及び保全の方針	名称	竹湊西地区 地区計画
	位置	松本市寿北3丁目の一部
	面積	約 1.1ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、松本市の中心部より南に約 3.5km、国道19号の東方約 0.5kmの地点にあり、組合施行の土地区画整理事業により、道路、水路、公園、上下水道等の公共・公益施設を中心とした整備が行われている。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図り、緑豊かな市街地の形成をめざす。</p>
	土地利用の方針	本地区全体を良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする中低層住宅地として整備、誘導を図る。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により、地区内に区画道路（W = 5 ~ 6m）を配置し、生活道路が整備されると共に、街区公園（1ヶ所）を適切に配置する。
	建築物等の整備方針	<p>本地区全体を中低層住宅地として位置づけて、良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とし、敷地の最低限度の規制、敷地内の空地の確保、垣・さくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策によりゆとりを持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。</p> <p>意匠については、「松本市建築物・広告物等デザインマニュアル」の内容を守った建築物、工作物を誘導する。</p> <p>敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めるものとする。また、植栽の枝等が道路及び隣地等にはみ出さないよう、管理に努めるものとする。</p>
その他の保全の方針	<p>本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。</p> <p>資材置き場及びゴミ置き場は、設置しない。</p> <p>必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。</p> <p>道路のすみ切り部分（交差点内）は、自動車の出入口としない。</p>	

地 区 に 関 す る 計 画 項	建 築	建築物の用途 の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 畜舎 4 建築基準法施行令第130条の9に定める数量以 下の危険物（石油類を除く。）の貯蔵及び処理施設
	物	敷地面積の 最低限度	165 m ²
	整	壁面の位置の制限	建築物（床面積の合計が10m ² 以内の建築物、床面積 の合計が30m ² 以内の壁面を有しない建築物及びゴミス テーションを除く。）の外壁（出窓及び戸袋を除く。）又 はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、 1.5m以上、その他隣地境界線までの距離は、1.0 m以上とする。
	備	建築物の高さの 最高限度	12m
	事	垣又はさくの 構造の制限	道路境界側の構造は、次のいずれかに掲げるものとす る（門柱その他これらに類するものを除く）。ただし、 2で設置したものの上に3を設置する場合は、高さの合 計が1.5mを超えてはならない。 1 生垣 2 敷地の前面道路面から高さ0.6m以下の擁壁、石 積み等。ただし、0.7m以上の植栽可能な空地を設 け設置する敷地の地盤面以下のものは、この限りでな い。 3 敷地地盤面又は2で設置したものの上に高さ1.5 m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用 したもの

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

竹漕西地区 地区計画 計画図



凡例
地区計画区域